（経過措置）

2　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請等その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在ベトナム日本国大使（ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省、コントゥム省及びザーライ省の区域を管轄する場合に限る。）	在ダナン日本国総領事

3　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

ベトナム（在ホーチミン日本国総領事の管轄区域並びにダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省、コントゥム省及びザーライ省の区域を除く。）	ベトナム（ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省、コントゥム省及びザーライ省の区域に限る。）

○財務省令第八十四号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第三百三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日　財務大臣　鈴木　俊一

国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「国共済規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第五章の二　福祉事業（第百十九条の十―第百十九条の十四）	［章を加える。］
［第六章～附則　略］	［第六章～附則　同上］
（出産費及び家族出産費）	（出産費及び家族出産費）
第百六条　令第十一条の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条において「病院等」という。）が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。	**第百六条**　令第十一条の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、一万六千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条において「病院等」という。）が負担する保険料に相当する金額が一万六千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。
2　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。	2　令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。
［号を削る。］	一　体重が一千四百グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十二週以上であること。
［号を削る。］	二　前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、財務大臣が定めるものに該当すること。
［3～8　略］	［3～8　同上］
（傷病手当金）	（傷病手当金）
第百九条　［略］	**第百九条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　同一の傷病に関し、法第六十六条第十四項に規定する休業補償等を受け、又は受けようとする場合は、その旨	［号を加える。］
六　［略］	五　［同上］
2　［略］	2　［同上］